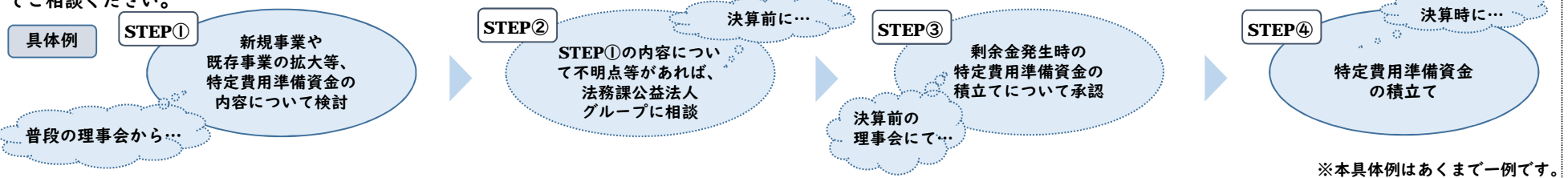


# 今なら間に合う！ 剰余金の解消策～特定費用準備資金～

## 趣旨

年度末に公益法人実務御担当者様の頭を悩ませることの1つとして、収支相償があります。収支相償を満たさず剰余金が発生する場合、その剰余金は制度上、法人が行う公益活動の拡大・発展に活用すべきものであるため、特定費用準備資金の積立てを解消策として実施することについてご検討ください。普段から理事会で新規事業等の内容を検討することで、決算時に新規事業等に係る特定費用準備資金をスムーズに積立てることが可能となります。検討した内容が特定費用準備資金として適当か判断に迷う場合は、下記の問い合わせ先までご相談ください。



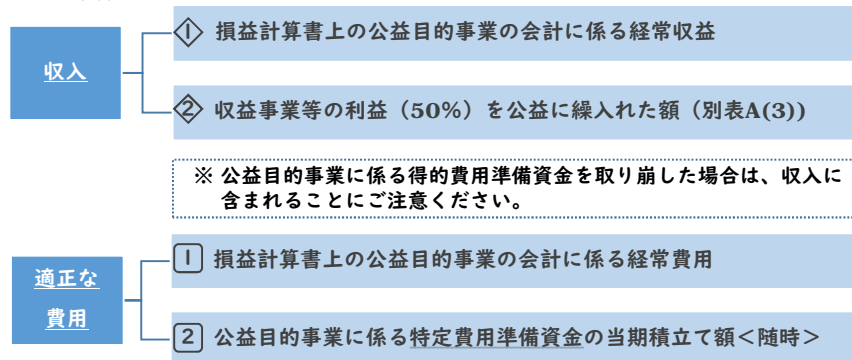
## 収支相償の考え方

### ■収支相償について

収支相償は、認定法第5条第6号及び第14条において、「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない」と定められています。

### ■収支相償の判定

ここでは、収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合の判定についてご説明します(ガイドラインI-5.(2))。



例	収入	適正な費用
	収入① 100	適正な費用① 80
	収入② 50	適正な費用② 70

💡 特定費用準備資金の積立ては、「適正な費用」に含まれる！  
➤ 剰余金発生時、まずは特定費用準備資金積立てのご検討を！

## 特定費用準備資金

特定費用準備資金は、将来、具体的に予定している特定の事業費に支出することを目的として積み立てる資金です(認定法施行規則第18条)。

例えば、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用が対象となります。

なお、予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのために保有している資金は特定費用準備資金に該当しません(詳しくはFAQV-3-④、⑤、⑦をご参照ください)。



### 【積立て対象事業の具体例】

- n 現在行っている体験教室事業の他に、5年後に相談会事業を新たに開始する。
- n 今まで行っている研修に加え、3年後に別のテーマの研修をスタートする。
- n 奨学金助成事業において、4年後に助成対象者一人当たりの助成額の増額を開始する。
- n 8年後に既存事業とは別で法人設立50周年記念イベントを開催する。



### 【注意事項】

- 特定費用準備資金への繰入れについては、認定法施行規則第18条第3項の要件をすべて満たす必要があります(次頁参照)。
- 積立ての内容によっては、新規事業等を行う前に変更認定申請が必要な場合があります。判断に迷う場合は、法務課公益法人グループまでご相談ください。

## その他の解消策(参考)

特定費用準備資金を積み立てられない場合または特定費用準備資金を積み立てても剰余金が生じた場合には、以下のいずれかの解消策をとっていただく必要があります。

- i 公益目的保有財産に係る資産取得資金への積立て
- ii 当期の公益目的保有財産の取得
- iii 翌事業年度における公益目的事業の拡大等に使用

## ■参考資料

### ・認定法施行規則第18条

公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

- 一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額（当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。）のうちいずれか少ない額
  - 二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額
- 2 . . . (略) . . .
- 3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。
- 一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
  - 二 他の資金と明確に区分して管理されていること。
  - 三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。
  - 四 積立限度額が合理的に算定されていること。
  - 五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。
- 4 特定費用準備資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。
- 一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
  - 二 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合 当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額
  - 三 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該資金の額
- 5 前項第三号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における積立限度額は零とする。
- 6 . . . (略) . . .

## ■凡例

- ・認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- ・認定法施行規則：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
- ・ガイドライン：公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（平成31年3月改定）内閣府公益認定等委員会）
- ・FAQ：公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）（内閣府公益認定等委員会事務局）
- ・別表A（3）：定期提出書類「事業報告等の提出」オフライン様式